

お 知 ら せ

平成29年2月から平成29年6月までに総務省消防庁から出された通知通達のうち、危険物の規定等に関係のある主なもの

① 危険物等に係る事故防止対策の推進について

(平成29年3月24付け消防危第67号：消防庁危険物保安室長)

危険物施設等における事故防止対策については、平成28年3月に「危険物等事故防止対策情報連絡会（以下「連絡会」という。）で決定された「危険物等に係る事故防止対策の推進について」に基づき、毎年度「危険物等事故防止対策実施要領」が策定され、関係機関が一体となった事故防止等が推進されているところです。

先般、連絡会において事故の深刻度を評価する指標の決定等を踏まえ、「危険物等に係る事故防止対策の推進について」が改正されました。また、「平成29年度危険物等事故防止対策実施要領」が示され、連絡会関係者の個別の実施要領がとりまとめられました。

② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における保安確保の徹底について

(平成29年5月11日付け消防危第99号：消防庁危険物保安室長)

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフスタンド」という。）において、顧客の給油作業等の監視を怠り、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第28条の2の5第6号ハに規定する制御装置（給油等許可スイッチ）を自動で押下する装置を制御卓に設置し、火気のないことその他安全上支障がないことを確認することなく、顧客に給油作業等を行わせていた事例が情報提供されたところです。

セルフスタンドでは、ガソリン等の危険物の火災危険性について十分に認識していない顧客が給油する場合もあることから、セルフスタンドを利用する顧客の安全確保のため、セルフスタンドの関係者による顧客の給油作業等の適切な監視が必要不可欠であり、このことを踏まえ、機会を捉えて、セルフスタンドの関係者に対して、消防法令の遵守について適切な指導がされることとなりました。

③ 内面の腐食を防止するためのコーティングを施工した地下貯蔵タンクの開放点検等に係る連絡について（依頼）

(平成29年6月14日付け消防危第133号：消防庁危険物保安室長)

地盤面下に直接埋設された既設の地下貯蔵タンクのうち、「腐食のおそれが特に高いもの」等に区分されるものについて、内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを規定した消防法令の改正から、6年が経過したところです。

コーティングを施工した地下貯蔵タンクの経年劣化等の詳細な実態を把握する必要性が生じていること等を踏まえ、開放点検等の情報収集が行われ、実地調査が行われることとなりました。

④ 硫化鉄に係る火災事故防止対策の徹底について

(平成29年6月16日付け消防危第135号：消防庁危険物保安室長)

近年、硫化鉄の酸化・発熱が原因とされる火災事故が散見されています。

これらの火災事故の要因として、硫化鉄の特性等に対する関係者の認識不足等が考えられることから、硫化鉄の発生する可能性のある製油所や油槽所等の危険物施設の関係者に対して、周知徹底が図られました。